

令和4年度

一部事務組合下北医療センター むつ総合病院
修学資金貸与制度 募集要項

看護師 助産師 臨床工学技士 薬剤師

募集期間 令和4年4月4日から5月9日まで



【募集対象】

看護師、助産師、臨床工学技士及び薬剤師免許取得後、むつ総合病院にてその業務に従事しようとする方で、令和4年4月に専門学校、大学等の養成施設に入学および在学している方が対象となります。(住居地、出身地等は問いません。)

【選考基準】

申請書類により、成績、志望動機、家族構成及び経済的状況等を総合的に判断したうえで、決定します。

(貸与決定は、5月下旬の予定です。)

【貸与期間】

令和4年4月から貸与される方が在学する養成施設の正規の修学期間

※ 休学又は停学を受けた期間は、貸与しません。

※ 現在、在学している方も対象とします。

【貸与額】

月額5万円 または 月額10万円

(申込時に選択していただきます。貸与中の変更はできません。)

※ なお、貸与が決定した場合、修学生名義の振込口座が必要となります。

【募集人員】

看護師・助産師 20名程度

臨床工学技士 2名程度

薬剤師 2名程度

【募集期間】

令和4年4月4日(月)から5月9日(月)まで

【提出書類】

① 修学資金貸与申請書(様式第1号)

※ 両面記入してください。

② 在学している養成施設の在学証明書

※ 在学証明書は、修学期間中毎年提出していただきます。

③ 養成施設の成績証明書

※ 入学後1年を経過している方は、こちらも必要です。

④ 高等学校の成績証明書

⑤ 連帯保証人兩名の所得証明書

【返還、免除について】

- ① 養成施設を卒業後、1年以内に免許を取得し、直ちにむつ総合病院に就職いただき、修学資金貸与期間以上勤務に従事した場合は、全額免除します。
(貸与月額10万円の方が返還免除を受けるには、貸与期間の2倍以上の勤務期間が必要です。)

- ② 養成施設を卒業後、1年以内に免許を取得し、直ちにむつ総合病院に就職いただき、返還免除必要期間未満勤務した場合は、「支給月額×従事期間」※を免除し、残額を一括返還していただきます。

(※貸与月額10万円の方の場合は「支給月額×従事期間×1/2」)

《例1》36ヶ月間月額5万円貸与を受け、むつ総合病院で24ヶ月勤務した場合

貸与 50,000円 × 36ヶ月 = 1,800,000円 …貸与総額

勤務 50,000円 × 24ヶ月 = 1,200,000円 …免除額

返還額 1,800,000円 - 1,200,000円 = 600,000円

(貸与総額) (免除額) (返還額)

《例2》36ヶ月間月額10万円貸与を受け、むつ総合病院で24ヶ月勤務した場合

貸与 100,000円 × 36ヶ月 = 3,600,000円 …貸与総額

勤務 100,000円 × 24ヶ月 × 1/2 = 1,200,000円 …免除額

返還額 3,600,000円 - 1,200,000円 = 2,400,000円

(貸与総額) (免除額) (返還額)

- ③ 停職、欠勤、休職、病気休暇、介護休暇、出産、育児休業等により勤務できない期間がある場合は、その期間に応じて従事月数を差し引きます。

- ④ むつ総合病院に勤務しなかった場合は、貸与全額を一括返還していただきます。

- ⑤ 次のいずれかに該当するときは、貸与を終了し、これまでに貸与した修学資金は、原則一括返還していただきます。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき（免許取得ができなかった場合など）。

【修学資金の支給】

修学資金の支給は、貸与契約締結後、開始されます。

修学資金は、毎月20日に修学生本人名義の口座へ振り込みます。ただし、支給日が休日や土・日曜日に当たるときは、その直前の平日が振り込み日となります。

初回の支給日には、申請月から支給日の属する月までの分をまとめて振り込みする予定です。

【貸与期間中について】

- ・在学証明書は、修学期間中毎年提出していただきます。
- ・貸与月額10万円の方は上記在学証明書と合わせて成績証明書も毎年提出していただきます。

【問い合わせ、申請書類提出先】

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

むつ総合病院 総務課 人事係

電話 0175-22-2111 (内線3872)

※ 貸与希望者本人又は保護者が、直接お申し込み下さい。

むつ総合病院案内

